

第 5 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

平成26年9月30日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

# 第5回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成26年9月30日（火曜日）

午前9時58分開議

午後0時14分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

報告第19号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第26号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第27号 県有地信託の事務処理状況を説明する書類の提出について

報告第28号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

請第34号 原油価格高騰対策に関する請願閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①水俣病対策の状況について

②九州電力の再生可能エネルギー発電設備に係る接続申込みの回答保留について

③八代港及び熊本港のポートセールスビジョンについて

④企業局経営基本計画（第四期）の策定について

⑤荒瀬ダム撤去について

出席委員（7人）

委員長	山口	ゆたか
副委員長	橋口	海平
委員	西岡	勝成
委員	城下	広作
委員	鎌田	聡
委員	重村	栄
委員	佐藤	雅司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	谷崎	淳一
政策審議監	田代	裕信
環境局長	村山	栄一
県民生活局長	中園	三千代
環境政策課長	正木	祐輔
首席審議員兼		
水俣病保健課長	田中	義人
首席審議員兼		
水俣病審査課長	中山	広海
環境立県推進課長	佐藤	美智子
環境保全課長	川越	吉廣
自然保護課長	三原	義之
首席審議員兼		
廃棄物対策課長	坂本	孝広

暮らしの安全推進課長 開 田 哲 生  
 消費生活課長 前 野 弘  
 男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次  
 人権同和政策課長 中 富 恭 男  
 商工観光労働部  
 部長 真 崎 伸 一  
 総括審議員兼  
 政策審議監兼商工政策課長 高 口 義 幸  
 商工労働局長 宮 尾 千加子  
 新産業振興局長 奥 藪 惣 幸  
 観光交流経済局長 渡 辺 純 一  
 商工振興金融課長 伊 藤 英 典  
 労働雇用課長 松 岡 正 之  
 産業人材育成課長 石 貫 秀 一  
 産業支援課長 古 森 美津代  
 エネルギー政策課長 村 井 浩 一  
 企業立地課長 寺 野 慎 吾  
 首席審議員兼  
 観光課長 中 川 誠  
 国際課長 磯 田 淳  
 くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴  
 企業局  
 局長 古 里 政 信  
 次長兼総務経営課長 五 嶋 道 也  
 工務課長 福 原 俊 明  
 労働委員会事務局  
 局長 白 濱 良 一  
 審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香  
 政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前9時58分開議

○山口ゆたか委員長 おはようございます。  
 ただいまから、第5回経済環境常任委員会  
 を開会いたします。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出  
 がありましたので、これを認めることとしま  
 した。

次に、本委員会に付託された議案等を議題  
とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求め  
た後に、一括して質疑を受けたいと思いま  
す。

説明は、環境生活部、商工観光労働部の順  
に受けたいと思います。執行部の説明は着席  
のままで簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行  
い、続いて関係課長から順次説明をお願いし  
ます。

○谷崎環境生活部長 着座のままで御説明さ  
せていただきます。

環境生活部関係の議案の概要につきまして  
御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、報告議案2  
件でございます。

報告第19号の公益財団法人水俣・芦北地域  
振興財団の経営状況を説明する書類の提出及  
び報告第20号の公益財団法人熊本県環境整備  
事業団の経営状況を説明する書類の提出でご  
ざいますが、地方自治法の規定に基づきまし  
て、県出資団体の経営状況を御報告するもの  
でございます。

このほか、水俣病対策の状況について御報  
告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要  
でございますが、詳細につきましては、関係  
課長が御説明いたしますので、よろしく御審  
議のほどをお願い申し上げます。

○正木環境政策課長 環境政策課です。

説明資料の1ページをお願いいたします。

報告第19号公益財団法人水俣・芦北地域振  
興財団の経営状況を説明する書類の提出につ  
いてでございます。

詳細は、別冊の付箋1がついております水  
俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する  
書類で説明させていただきます。

それでは、その別冊の1ページをお願いいたします。

当財団の沿革ですが、当財団は、左側に枠で囲ってある3つの財団を平成12年に統合し、平成24年に公益財団法人へ移行したものです。

事業内容は、右の太い枠囲みの中にあるように、(1)の4種類の助成事業と(2)のチッソへの貸付事業でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

平成25年度決算における事業報告ですが、1、助成事業(1)地域振興事業として、計43件、5,735万円余の助成を行っております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

(2)もやい直しセンター運営費助成事業としまして、水俣市及び芦北町のもやい直しセンターの運営費に合計3,176万円余を助成しております。

次に、10ページですが、(3)環境技術研究開発事業として、計1,854万円余の助成を行っており、右の11ページですが、(4)市町福祉対策特別助成事業として、水俣市に1,980万円余の助成を行っております。

次に、12ページをお願いします。

## 2、貸付事業の(1)をごらんください。

これは、水俣病特措法に基づき、平成22年度から、チッソに対して、水俣病被害者への一時金支払い資金を貸し付けているものです。平成25年度は、記載のとおり、合計44億9,400万円を貸し付けております。

なお、13ページにあります、この貸し付けのほか、(2)の平成7年度の政治解決の際の一時金支払い資金貸付金の債権管理や(3)のチッソの設備投資資金の貸付金の債権債務管理も行っております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

決算に伴う財務状況でございます。

平成25年度の財団の正味財産は、左から2列目の当年度欄の一番下にあります1,016億7,798万円余でございます。昨年度から11億7,220万円余の増となっており、財政上の問題は無いと考えております。

次に、21ページをお願いいたします。

本年度の事業計画を掲げております。

本年度も、昨年度に引き続き、4つの助成事業及びチッソに対する貸付事業を行っております。

最後に、23ページ、本年度の予算ですが、昨年度と同様、運用益収入である受取利息とチッソへの長期貸付金利息などを見込んでおります。

以上が財団の経営状況の御報告でございます。

今後も適切な法人運営が行われますよう努めてまいりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明につきましては、先ほどと同じように別冊資料の経営状況を説明する書類で御説明をさせていただきます。

まず、2ページをお願いいたします。

平成25年度の事業概要報告でございます。

法人の概況をごらんいただきますと、事業団は、平成19年12月、産業廃棄物の適正な処理、その他廃棄物に関する各事業を行うことにより、本県のすぐれた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全並びに産業の健全な発展に寄与することを目的に設立をされておまして、本年4月に財団法人から公益財団法人に移行しております。

主な事業といたしましては、産業廃棄物の処理に関する事業ということになりますが、現在は公共関与による産業廃棄物管理型最終

処分場の整備に向けて取り組んでいるところでございます。それと、基本財産につきましては、県が200万円を出資しておりまして、出資割合は34.0%で、その他県内市町村、排出事業者等からの出資を合わせまして588万円となっております。

次に、3ページの事業の状況でございますが、事業の実施状況で、施設内の造成工事を完了しまして、覆蓋施設や雨水集排水施設、浸出水処理施設等の工事を実施しており、順調に推移をしているところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

決算報告でございます。

貸借対照表総括表に基づきまして、資産等の状況を御説明します。合計のみ御説明をさせていただきます。

まず、Ⅰの資産の部の最後の資産合計欄をごらんください。

資産合計は、70億8,400万円余となっております。主に整備途上にある建築物等を含んだ固定資産でございます。

同じく、Ⅱの負債の部については、負債の合計61億1,800万円余となっております。主には工事等にかかわる未払い金と県からの借入金でございます。

最後に、Ⅲの正味財産の部は、正味財産合計が基本財産を含め9億6,600万円余でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

平成26年度の事業計画でございます。

本年度の事業計画といたしましては、最終処分場にかかわる事業として、現在、覆蓋施設の工事をほぼ終了いたしまして、10月中旬ごろから遮水シートの敷設工事などを実施していく予定でございます。

次の安全推進委員会につきましては、7月に1回開催しましたが、さらに1～2回開催する予定としております。また、工事等によりまして周辺環境に影響が生じないかどうか

につきまして調査を実施することとしております。

そのほか、平成27年秋ごろの供用開始に向けて、関係団体との協議を行い、安定した処分場事業運営の体制づくりを行うとともに、環境教育の拠点づくりなどに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、当初収支予算書でございますが、これは事務費のみでございますので、省略させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○山口ゆたか委員長 それでは次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向性につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が9月1日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が和らいできており、基調的には緩やかな回復が続いているとされております。

個人消費につきましては、駆け込み需要の反動減の程度が徐々に縮小する中、基調的には底がたく推移しております。

製造業の生産につきましては、自動車やスマートフォン向け半導体を中心に増加するなど、緩やかな回復が続いております。

雇用情勢につきましては、有効求人倍率が11カ月連続で0.9倍を超えるなど、労働需給面は高い水準が続いております。

一方、内閣府が9月19日に発表しました月例経済報告では、個人消費は持ち直しの動きに足跡が見られるとされており、全国的な景気は、一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされております。

また、景気の先行きにつきましては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用環境の改善等が続く中で、緩やかに回復していくことが期待される一方、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れによるリスクに留意する必要があるとされております。

このような中、商工観光労働部としましては、引き続き、県内中小企業者、労働者に対するセーフティーネットの充実に努めるとともに、成長分野に重点を置いた施設を積極的に推進し、さらなる県内景気の浮揚のため、しっかりと取り組んでまいります。

また、県民百貨店の閉店につきましては、これまで県民生活と県経済に多大な貢献をいただいていただけに大変残念に思っております。

現在、県、市、熊本労働局、商工団体及び金融機関で組織する支援体制のもと、県民百貨店や取引先企業等の御要望を踏まえ、情報交換しながら対応を進めております。

今後も、関係機関と連携しながら、効果的な支援につなげてまいります。

それでは、提出議案の概要について説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、報告8議案でございます。

お手元の経済環境常任委員会説明資料の3ページをお願いします。

9月補正予算でございますが、一般会計で60万円の増額補正をお願いしております。

その内容は、ラグビーワールドカップ2019の試合会場誘致を行う熊本招致委員会に対する負担金でございます。

報告議案につきましては、県が出資する法人等の経営状況等を説明する書類の提出について、8件ございます。

そのほか、本日は、九州電力の再生可能エネルギー発電設備に係る接続申込みの回答保留について、それから八代港及び熊本港のポートセールスビジョンについて御報告させて

いただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議よろしく願いいたします。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

説明資料の5ページ、報告第21号一般財団法人熊本テルサの経営状況について御説明します。

別冊のインデックス3番をお願いいたします。

1ページ、財団の概要でございます。

当財団は、平成8年に、勤労者の福祉の充実等を図ることを目的として設立しております。基本財産は1億円で、県は7割の出資を行っております。

2ページの平成25年度事業状況報告をお願いします。

1の(1)情報提供事業を初め、教育・研修事業、健康増進事業のほか、(5)熊本テルサ運営事業として、宿泊、レストラン、会議、婚礼、宴集会等を実施しております。

3ページに施設の利用状況を示しております。

平成25年度、下の表になりますが、全体で約50万9,000人の利用をいただいております。主に、会議、レストラン、宴会での利用がふえ、前年度に比べると7万4,000人ほどふえております。

次に、収支決算書ですが、4ページは省略させていただき、5ページの正味財産増減計算書をお願いします。

当期の正味財産増減額、下から4行目になりますが、いわゆる当期の利益は3,000万円余の赤字となっておりますが、前年度の6,700万から約3,600万ほど赤字が縮小しております。

続きまして、6ページ、貸借対照表でございます。

Iの資産の部でございますが、1の流動資産が、現金、預金を合わせまして計7,500万円余、2の固定資産が、有形、無形の固定資産等を合わせまして計3億8,700万円余、これにより、資産合計4億6,200万円余となっております。

IIの負債の部ですが、負債は、買掛金等の流動負債のみで約4,900万。

結果、正味財産につきましては、下から2行目となりますが、4億1,300万円余となっております。

7ページ以降の財産目録は、その内訳でございますので、説明を省略させていただきます。

10ページをお願いします。

26年度の事業計画でございます。

今年度も、平成25年度と同様に、職業情報の提供や(5)の熊本テルサ運営事業等を実施していく予定でございます。

12ページの収支予算書をお願いします。

本年度予算(a)欄ですが、収入の部では計8億3,000万円余を見込んでおり、支出の部では8億4,800万となっております。収支の合計が1,700万ほどのマイナスとなっております。繰越金にて対応することとしております。

このテルサは、平成28年度までに収支を黒字化できるように、中期経営計画を立てて経営改善に取り組んでおりますので、あわせて御報告させていただきます。

以上がテルサの経営状況等の説明でございます。

続きまして、インデックス4番、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況について御説明をいたします。

1ページをお願いします。

協会は、平成3年に、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進を目的に設立されたもので、基本財産1億円は全額県の出資によるものです。また、運用財産28億円は、県のほか、市町村や企業等からも出資を

いただいております。

2ページをお願いします。

平成25年度の事業状況ですが、協会におきましては、1、若年者向け支援として、(1)キャリア形成支援事業、アから次のページのク、インターンシップ関連事業、それと(5)将来の『夢=仕事』発見事業、これは熊本県の委託事業でございます。次の(6)高卒未就職者フォロー事業とあわせまして、県がお願いしている事業でございます。

こういった県の委託事業につきましては、高校生に対して専修学校等を利用した仕事の実習体験、あるいは卒業までに就職できなかった高校生への個別支援を行っております。

5ページです。

Uターンを熊本にされる方に対する助成並びに各種支援事業の情報提供事業、広報啓発事業を実施しております。

次に、決算書です。

7ページ、正味財産増減計算書をお願いいたします。

1、経常増減の部ですが、経常収益は合計9,300万円余、経常費用は8,200万円余となっております。差し引き1,100万円余の黒字となっております。

経常外収益の増減の部ですが、経常外収益は、評価益で5,200万円余、経常外費用として評価損900万円余を差し引き、経常外増減額は4,300万円余となっております。この結果、当期利益である当期の一般正味財産増減額は5,460万円余となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

貸借対照表です。

資産の部ですが、資産合計が32億2,100万円余、負債の部、流動負債のみで300万円余、したがって、下から2行目となります正味財産32億1,800万円余となっております。

9ページ、10ページは、その内訳となりますので、説明を省略いたします。

12ページをお願いいたします。

今年度の事業計画でございますが、若年者向けの支援と中小企業の支援、2つに重点を置いて事業を実施する予定にしております。

1の若年者向け支援、2のUターン費用助成並びに企業支援等、今年度と基本メニューは同じですが、取り組んでいくこととしております。

15ページをお願いします。

収支予算書でございます。

1、事業活動収入につきましては、財産の運用収入と受託事業の収入合わせまして9,300万余で、事業活動支出につきましては9,900万余となっております。事業活動収支差額につきましては、16ページになりますけれども、マイナス600万ほどございますが、繰越金にて対応することとしております。

以上、雇用環境整備協会の説明を終わります。

続きまして、インデックス5番の希望の里ホンダ株式会社の経営状況について御説明いたします。

1ページをお願いします。

希望の里ホンダは、昭和60年に、宇城、旧松橋町に重度障害者の雇用の場を拡大する目的で、本田技研工業、熊本県、宇城市の3者で出資した第三セクターでございます。資本金5,000万円で、県が44%、本田技研が51%出資をしております。

2ページをお願いいたします。

25年度の事業につきましては、売上高60億6,800万余で、昨年新たに開始をしました計測機器検査校正業務等により、経常利益が3,000万余と、前年と比べ増益となっております。

3ページをお願いいたします。

本田技研工業関連の原動機、輸送用機械器具、農機具の製造、あるいは印刷業等を中心に、従業員52名、下に表がございまして、うち障害者27名を雇用しております。

4ページの損益計算書をお願いします。

売上高は60億6,000万余、売上総利益が9,000万余、営業利益が600万余となっております。

営業外収益の助成金収入が2,000万ほどありますので、経常利益は3,000万余の黒字となっております。

続きまして、5ページ、貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産が8億6,000万余、固定資産が1億1,000万余で、合計9億8,000万余となっております。負債の部が8億2,000万余で、純資産の部が剰余金と合わせまして1億6,000万余となっております。

7ページをお願いします。

26年度の事業計画と収支計画でございます。

汎用部品や組み立て外業務の一部の増加というのが見込まれていますが、26年度は、本田技研からの受注減ということもありまして、二輪・四輪部品の生産減少ということで、全体として11%の減少を売り上げで見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

経常利益ですが、同様に今年度と比べてマイナス900万ということで、2,100万余を見込んでおります。

以上、希望の里ホンダの説明を終わります。

労働雇用課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

3団体の経営状況を報告いたします。

同じく別冊資料の6番をお願いします。

報告第24号公益財団法人くまもと産業支援財団です。

1ページをお願いします。

当財団は、平成13年に、熊本県中小企業振興公社、熊本テクノポリス財団、熊本テクノ

ポリス技術開発基金の3つが統合し設立された公益法人であり、昨年4月に公益財団法人へ移行するとともに、名称をくまもと産業支援財団に変更いたしました。

2ページをお願いします。

当財団の基本財産は6億8,300万円余で、うち県が3億1,000万円出捐しています。出資割合は45.3%です。

組織は、1部3センター体制です。県内中小企業への産業支援を幅広く行っており、主に企業間のビジネスマッチングを行う中小企業支援センターと高度技術の推進を図る産学連携推進センターを中核としています。

3ページをお願いいたします。

役員構成と職員の状況です。

一番下の職員の状況の表のとおり、現在の職員数は64名で、さまざまな立場の職員が所属しており、県からも8名を派遣しています。

6ページをお願いします。

事業及び会計体系図です。

当財団は、3つの公益目的事業の中で、経営相談・指導支援、起業化支援、新事業展開支援、ビジネスマッチング推進など、13の事業分で事業を実施しております。収益事業では、施設貸与等の事業を実施しております。年間予算は7億1,000万円余です。

次の7ページから22ページまで個別の事業概要が報告に上がっておりますが、数が多いので、詳細は省略させていただきます。

23ページをお願いします。

貸借対照表です。

一番下の欄の資産合計は103億6,200万円余で、前年度より2億6,000万円余の減です。

主な要因としまして、流動資産である未収金のうち、4月以降に支払われた国や県の委託料、補助金が減少したことによるものです。

27ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書です。

中段の経常収益計は6億3,200万円余で、前年度より1億3,600万円余の減少で、これは設備貸与の事業収益の減などによるものです。

28ページ中段の経常費用計は7億900万円余で、前年度より1億2,800万円余の減です。これは設備貸与等の事業実績が減少したことによるものです。

これらの結果、一番下段の正味財産期末残高は74億8,400万円余で、6,000万円余の減少となっております。

当財団では、事務費、管理費などの経費を削減する一方、国などからの委託事業をできるだけ受託し、事業収入をふやすよう努めてまいります。

39ページをお願いいたします。

平成26年度の事業及び会計体系図です。

事業内容につきましては、ほぼ昨年度を踏襲しております。個々の事業につきましては、40ページ以降に記載しておりますが、省略させていただきます。

続きまして、7番の報告第25号一般財団法人熊本県起業化支援センターです。

1ページをお願いします。

当センターは、5の業務概要の(1)に記載のとおり、創業初期や新分野進出期の企業に対する株式の引き受けによる資金提供を行う機関として、平成8年に県と地元銀行が設立しました。

基本財産は、10億200万円で、うち5億円を県から出資しています。それと、投資原資として7億7,000万円、うち県が5億円を出資しています。

4ページをお願いします。

(2)事業別概要の①投資事業です。

一番下の表のとおり、平成25年度は、2社に対して2,000万円の株式投資を行っております。

なお、平成26年度の投資案件として、平成25年度中に2件を決定しています。

企業や新分野進出に対する支援を強化するため、平成26年度から、投資額の上限をこれまでの1,000万円から2,000万円に引き上げました。

次の5ページが一番上のおり、これまでの18年間の投資実績の累計は、81件、6億8,000万円余です。

次に、イの保有株式等の処分です。

所有している株式は、引き受け期間の10年が経過しますと、原則、企業等に売却いたします。平成25年度は、2件、2,000万円を売却しています。

また、投資先企業の実質廃業や、今後おおむね5年以内の業績回復が困難と判断した9件、計7,400万円余の減損処理を行っています。

次に、投資事業以外に、②の起業化シーズの発掘及び事業化の支援に関する事業などを行っています。主にくまもとベンチャーマーケット、これを年3回開催いたしています。

7ページをお願いします。

貸借対照表です。

資産合計は17億円余です。

次に、8ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書です。

経常収益計は、前年度より900万円余の減になっております。これは、平成24年度は国債の買い入れや売り払いが好調であったもので、平成25年度は通常ベースに戻ったものです。

一番下段の正味財産期末残高は、先ほど申しましたように7,400万円余の減損処理を行った結果、6,900万円余の減となっております。

平成26年度事業計画では、引き続き投資活動による起業化支援に努めてまいります。詳細は11ページ以降に記載しておりますが、省略させていただきます。

続きまして、8番の報告第26号株式会社テクノインキュベーションセンターです。

1ページをお願いいたします。

当センターは、平成12年に設立し、益城町のテクノリサーチパーク内で貸し工場の運営管理を行っている第三セクターです。施設は4棟11室で、資本金は10億7,000万円、熊本県と中小企業基盤整備機構が50%ずつ出資しています。

5ページをお願いします。

損益計算書です。

現在、11室中10室が入居中で、その不動産収入が平成25年度売上高として4,300万円余です。経常利益が940万円余、当期純利益が525万円余です。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表です。

資産の合計は10億9,300万円余で、借り受けなどはありません。

12ページをお願いします。

平成26年度の事業収支計画書です。

経常利益として636万円余、当期純利益として240万円余の黒字を見込んでおります。

産業支援課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○寺野企業立地課長 報告第27号について御説明させていただきます。

資料は、同じく別冊インデックス9の県有地信託の事務処理状況を説明する書類で御報告いたします。

1ページです。

信託財産は、1の信託の概要に記載のとおり、熊本市中央区花畑町の県有地約747平米に、県と三井住友信託銀行との間で昭和61年10月に県有地信託契約を締結しており、現在の土地の所有は三井住友信託銀行となっております。

内容は、信託業務を引き受けた三井住友信託銀行が当該地にオフィスビルを建設し、平成30年10月まで賃貸業を営み、賃貸収入などから諸経費及び信託報酬等の運営経費を差し

引き、利益が出た場合は、信託配当金として県に納付するものです。ビルは5階から7階が信託財産で、1階から4階までは県の区分所有でございます。

事業実績につきましては、1ページの2、第28期事業実績報告書に記載しております。

(2)の損益計算書をごらんください。

収入は、右側の欄に記載のとおり、賃貸収入4,355万円余とその他の合計で5,082万円余でございます。支出は、借入金利息以下、計1,097万円余で、信託利益金が3,985万円余りでございます。

2ページをお願いします。

(3)は、第28期信託利益金処分計算書でございます。

先ほどの3,985万円余の信託利益金は、信託契約に基づき処分を行うため、借入金など元本返済金相当額及び資本的支出の額として2,630万円余、預かり金返還準備金として955万円余の合計3,585万円余を元本に組み入れ、400万円が県への配当となっております。

(4)は、信託建物の改修工事の報告でございます。

当建物は、建築後25年が経過しており、オフィスビルとしての機能保全のため、自動火災報知設備更新などの4つの改修工事を施工しております。

(5)は、第28期の貸借対照表であります。現金が4,922万円余、借入金残高は4,923万円余りとなっております。

3ページをお願いします。

第29期の事業計画です。

信託財産の管理運営は、契約に基づき、引き続き三井住友信託銀行が行います。

収支計画につきまして、収入は4,355万円余の賃貸収入で、前期と同様の収入が見込まれております。支出は、主に借入金元本返済金及びその他の管理費に充てるよう予定しており、収入及び支出とも前期とほぼ同額を予

定しております。

賃貸収入の確保によりまして、安定した運営が維持できており、信託配当金も前期と同額の400万円が確保できる見込みでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○中川観光課長 観光課でございます。

委員会説明資料をお願いいたします。4ページでございます。

観光客誘致対策費で60万円の増額補正をお願いしております。

これは、ラグビーワールドカップ2019試合会場誘致に要する経費でございまして、誘致活動に取り組む熊本招致委員会に対する負担金となっております。

具体的には、開催希望申請に必要な資料作成や日本大会組織委員会による現地調査に係る経費でございます。総額180万円を、県、熊本市、県ラグビー協会の3者で均等に案分しております。

ラグビーワールドカップ2019は、世界に向けて熊本の認知度を高める絶好の機会であり、また、国内外からの多くの来訪者が期待できるものでございます。

本大会の試合会場誘致実現に向け、積極的に取り組んでまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

説明資料は12ページでございますが、先ほどと同じように、法人等の経営状況等を説明する書類10番にて御説明させていただきます。

報告第28号一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

資料1ページをお願いいたします。

一般社団法人伝統工芸館の概要の記載で

ざいます。

設立は昭和57年でございます。平成22年に、公益法人制度改革により、一般財団法人に移行しているところでございます。その後、7番目になりますけれども、平成18年度から、指定管理制度に基づきまして、現在2期目というところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページから13ページまでは、昨年度の事業実施状況を記載しているところでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページ上の表の一番右でございまして、伝統工芸館の昨年度の延べ利用者総数約16万人というふうになっております。一昨年は、耐震工事のため、半年間休館したところでございますが、近年はほぼ横ばいというような状況でございまして。

次に、4ページでございまして、上の表の一番右でございまして、これはいわゆる貸し館を含めました利用日数等の推移でございまして、例年どおり高い利用率になっているところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページから13ページまでは、各種事業の実施状況でございまして。

この中で、特に、10ページに飛びますが、中ほどの(3)でございまして。

伝統的工芸品産地の育成支援というところでございまして、この③でございまして、山鹿灯籠につきましましては、製造者団体と山鹿市が国の伝統的工芸品の指定に向けた取り組みに努力なされ、伝統工芸館においても専門的な見地から支援を行ってきました結果、昨年度、本県では4例目となります国の指定を12月26日付で受けることができました。

次に、14ページをお願いいたします。

昨年度、平成25年度の決算に関する内容の記載でございまして。

収支でございまして、中ほどの太線で囲っ

ている行がございまして、この右から2番目、これが収入の部でございまして。1億150万円余となっております。それから、支出でございまして、今度は15ページ右側のやはり太線で囲んでおります上のほうでございまして、事業活動支出計9,890万円余というふうになっているところでございまして。事業活動収支差額259万円余でございまして。

次に、17ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書の右の一番下でございまして、先ほどの数字が反映された形で、当年度の正味財産期末残高が5,939万円余というふうになっているところでございまして。

次に、20ページをお願いいたします。

20ページから27ページまでは、平成26年度の事業計画でございまして。

県の伝統的工芸産業の振興に伴いますさまざまな企画展等を実施するとともに、研修事業にも力を割いてまいりたいと思っておりますが、21ページでございまして、この表になっている部分でございまして、先ほどの山鹿灯籠の国伝統的工芸品の指定を記念いたしまして、3月25日から6月15日までの間、伝統の技と心「山鹿灯籠」展を実施してまいったところでございまして。これ以外にもさまざまな振興活性化策を図るよう努めていただくこととしているところでございまして。

28ページに飛びますが、26年度の収支予算でございまして。

同じく、28ページ中ほどでございましてけれども、事業活動収入計1億428万円余でございまして。昨年よりも150万円程度増額になっておりますのは、消費税分が反映された形になっております。なお、一番下から2番目でございまして、支出が1億460万円余というふうになっているところでございまして。

同財団に対しましては、指定管理者として、限られた予算の中で、より効果的、効率的な管理運営に努めるため、これまで以上にコスト削減の努力をお願いする一方、利用者

にとりまして魅力的な事業展開を図っていただくこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○山口ゆたか委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を発言の上、着座のまま説明してください。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 法人の経営状況を説明する書類の1番のやつですね。

水俣・芦北地域振興財団の12ページ、13ページで、チッソへの貸し付けの部分がございます。

これは代表質問でも申し上げましたけれども、返済猶予の部分がどうなのかということとは明確な御答弁はいただけませんでしたけれども、要は、これは3つですね。チッソへの債務ということでもありますけれども、(3)の設備投資資金貸付ですね。

これが25年度また猶予ということで、約30億をまた猶予すると、3年間延長するということになっていると思いますけれども、これは、結局猶予というのは何回延長ができるものなのか。向こうから——もちろん、被害者、患者救済に充てていかなきゃならないという部分でのところは必要だと思いますけれども、どこまで歯どめが特にあるのかなのか。4回延長したら終わりとか、そういったものがあるのかどうか、その辺を教えてください。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

13ページの(3)の設備投資資金の貸し付けに関してでございますが、法律上は据え置き延長をすることに特段の制限はないものと承知しております。もちろん、当然返しても

らうお金ではあるんですけども、ただ、一方で、前の委員会でも御説明させていただいたとおり、チッソは、このほか複数の貸し付けを県から負っているところがございますので、そちらのほうの返済が終わらない限りはこちらを償還させる状況には至っておりませんので、まずは、ほかの患者県債等に連動するチッソへの貸し付けを先に返してもらうということかと思っております。

○鎌田聡委員 ほかの県債が——済みません、ちょっと私も不勉強でわかりません。ここに記載だけでも、特措法の関係で753億ですよ。一時金、(2)のやつで74億ありますよね。設備のやつで30億ありますけれども、ほかのやつが幾らぐらいあるんですか。

○正木環境政策課長 県から直接貸しているものと、あるいはこのように財団を経由して貸し付けているものがございます。合計でいいますと、チッソに対する県あるいは財団の貸し付けは2,268億円余でございます。

○鎌田聡委員 それはもうきちんと返していただけるんですよ、今のところですね、もう。そういうことで確認しとっていいんでしょう。

○正木環境政策課長 こちらについては、前の委員会でも御説明させていただいたとおり、平成12年に、チッソの金融支援の抜本支援策というのがあって、チッソの利益に応じて返済してもらうというような仕組みをとっております。これについても、必ず県としては返してもらわないといけないという認識でおりますので、当然返してもらうべきだというふうに思っております。国のほうとしても、県財政にいささかの負担も生じさせないということをやっていますので、そういう考えでやっております。

○鎌田聡委員 償還期間というのは30年ですか。何年になりますか。

○正木環境政策課長 (3)の資金についてということでしょうか。

○鎌田聡委員 全て。一番長いやつで50年…。

○正木環境政策課長 そうですね。先ほど申し上げました患者県債やヘドロ立替債に対応するチッソへの貸付金につきましては、チッソの利益に応じて返済していつまでもという状況ですので、最終的にいつまでに償還が終わるということは申し上げられないかなと思っております。

○鎌田聡委員 その償還の期間というのはあるんでしょう、その延長はできたにしても。それがなくともおかしいんじゃないですか。

○正木環境政策課長 この13ページにあります(2)の平成7年の一時金貸付金が50年償還ということですので、平成9年度までに貸し付けを行っておりますので、ここから50年たったものが約定上の最終の償還の時期と認識しております。

○鎌田聡委員 あと、経営状況との兼ね合いがあって、ある程度目安のところでの償還ということになるとは思いますけれども、経常利益は上げているので、ある程度きちんとやっぱり返してもらわないと、そういった責任をやっぱりきちんと果たしていただくと。

一方で、被害者救済に影響が及ば——非常に難しい兼ね合いだと思いますけれども、そこはやっぱりきちんと対応していただきたいと思っておりますし、僕が代表質問で取り上げた返済猶予は、この(1)の部分だと思いますけれども、

これがまたさらに4年間の返済猶予ということになるのであれば、またそういったことでずっとやっぱり県の負担というのは続いてまいりますので、それを考えずして分社化という話が先に出てくると自体がおかしいと思っておりますから、そこはやっぱりきちんと県としても対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

○佐藤雅司委員 雇用環境整備協会、ジョブカフェくまもと、あるいはジョブカフェランチということなのですが、最近、この実績がどうなのかというところがちょっと気になってるわけですが、どれだけの方がお見えになって、どれだけの実績があったと。あるいは、ランチあたりの整理というのはどれだけできているのか。そのところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

ジョブカフェの利用状況についてでございますけれども、ジョブカフェと各振興局にありますジョブカフェランチがございますが、平成25年度の相談件数、ジョブカフェの来所者が2万3,790人余りで、就職決定者が1,133人と。ランチにつきましては、利用者の合計が2,800人余り、就職決定をされた方が803人というふうになっておりますので、就職決定を合わせまして1,936人の方がジョブカフェとランチで就職決定までつながったという方でございます。

○佐藤雅司委員 ジョブカフェランチについては、2万3,000と133、非常に効率が決定としては悪いなという感じですが、ランチ

のほうは結構、2,800の803ですか。

○松岡労働雇用課長 済みません。2万3,793の利用者というのは、ジョブカフェくまもとの水前寺の駅ビルの利用者でございます。

○佐藤雅司委員 それで、133人決定が…

○松岡労働雇用課長 1,133人。

○佐藤雅司委員 1,100ですか。

○山口ゆたか委員長 よろしいですか。

○佐藤雅司委員 もう1つ、相談業務、もちろん国と労働の関係は国が所管をしないとありますが、今県と一緒にやっておられるということは知っておりますが、ランチあたりにどういう相談員が——これはもう結構です。ベテランでないとなかなか難しいとは思っているんですけども、例えばどういう経歴を持った方々を相談業務に置いておられるのか、そのところをちょっと。

○松岡労働雇用課長 特段、選考する際には、有資格者を想定しているところではございませんが、以前にはハローワークのOBの方あたりがいらっしゃったと思います。現在、そういった方がいらっしゃるか、済みません、ちょっと今手元に資料がないものですからわかりませんが、基本、相談業務等の経験のあられる方で、一線を退職された方を採用しているところでございます。

○佐藤雅司委員 OBさんですね。これはもう決して悪い話じゃない。知識と経験をお持ちの方ですから多分よかろうと思うんですが、要は、若者からいえば、横文字でまともに言う職業安定所的なところに行けば、給付

金をもらいにいくような感じがあるので、非常に若者としては何か行きづらいつと。

こういうことから、ジョブカフェは、若者向きの就職支援をとということで、水前寺にあるジョブカフェ、それからランチは各振興局ですが、なったというふうに思っているんですが、感覚的に恐らく以前の安定所的な感覚をお持ちの方であれば、全く同じことなんです。若者が行きづらいつ、ちょっと敷居が高くなる、そういうことではなくて、やっぱり水前寺あたりをちょっとのぞいて見ますと、非常に若者と友達感覚でお話しになっている感じがありますので、そこはいいと私は思っているんですけども、その辺のところを若者がどういうふうな気持ちでそこで就職活動をやっているのか、このことがわかってないと同じことじゃないかなという感じがいたしておりますので、そこはもう答弁は要りませんが、ぜひ気をつけていただきたい。そういう感覚を醸成するような人材の配置をお願いしたいと思っております。

○城下広作委員 関連でいいですか。先ほどの就職につけた方は、全員正社員だと受け取っていいんですかね。

○松岡労働雇用課長 その統計はちょっと整理はしてありませんが、全てが正社員ではないと思っております。

○城下広作委員 大事なのは、正社員と非正社員というところも統計としてある程度つかんどかないと、とにかく仕事をあつせんし、どこか勤めればいいというだけでは、私たちが、ある意味安定した雇用という形の部分を求めている部分で、やっぱりその調査がないということ、ちょっとわからないとなると、やっぱり極端に言えば9割は全部非正規で、それが今の現代社会でどちらかということ心配をして雇用の不安定というのがあるから、と

りあえずつけばいいというだけではないんじゃないかなど。

やっぱり正規という形になるような形の、ある意味では支援というような考えもちょっと持っとかないと、調査の分のあり方というか、その辺の認識はやっぱり持っとくべきじゃないかなというふうに思います。どうでしょうかね、それは。

○松岡労働雇用課長 今御指摘のありました正規、非正規の分類、我々も、国もそうですが、今処遇改善ということで、非正規の正規化、あるいはキャリアアップに向けた支援というのは、事業としてはたくさんやっているわけですが、県で言うと労働者の大体3人に1人が今非正規でございます。

ただ、その非正規を希望されるという方もいらっしゃるし、今御指摘の部分は、正規を希望して不本意ながら非正規になっていらっしゃる方の数ということをしっかり把握しろということだと思いますが、統計的になかなかそのいわゆる不本意非正規の方のデータというのを集めるのに我々もちょっと苦慮しているところでございます。労働局と一緒に、そのあたりのデータ、あるいは、そのデータがないにしても何らかの対応は考えていきたいと思っております。

○城下広作委員 全く今の答弁で満足しております。

聞くところによると、最初から正規を好まない若者が昨今は多いと聞くから、私たちは、逆にがっかりというか意外だなという。その理由も、余り拘束されたくないというような形。

ところが、それは最終的には教育だと思うんですけども、そういう形が結果的に納税者としてしっかりなっていくのかとか、次の社会基盤をしっかり支える社会構図になるのかということは大きく関連してくると思うん

です。

その辺は、今後いろいろと教育からか何かは知りませんが、いろんな意味で正規で安定する、雇う側も、逆をいえば正規をある程度厚目にしっかりこだわるといふ取り組みをしないと、ただ仕事だけすればいい、とにかくという形は非常に難しいから、これはちょっと課題として考えないかぬなというふうに私もそう思ったり、先ほど言われたように、そういう認識もあられるので、しっかり頑張っていたきたいと。

ついでに、Uターンの費用の助成事業ですけども、実際には、熊本にはUターンを希望されて最大30万というのがあるんですけども、この実績をちょっと教えていただきたい。

○松岡労働雇用課長 この雇用環境整備協会のUターンの昨年度の実績、予算額が150万円計上されておりますが、それで実際Uターンされて助成金を受けられたのは6名でございます。

○城下広作委員 ということは、6名というのは最高じゃなかったということですね。要するに、減額が少しあってという部分という話ですね。

○松岡労働雇用課長 30万というのが上限額ですが、Uターンをされる場所の距離、東京なのか大阪なのか、あるいは御家族が何人なのかで金額が違っているというふうに伺っております。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 2～3、報告事項の件についてお尋ねしますが、まず、テルサの件ですが、私もよく利用させていただいているので

関心があるんですけども、企業努力といいますが、経営努力によって改善はされておりますけれども、どの部門がこの赤字の要因になっておるんですか。宿泊施設なのか、会議とか、宴会とか、いろいろ部門ごとにあると思うんですけども。それと、雑収益が2,200万ぐらいちょっとふえてますよね。その中身もちょっと教えてください。

○松岡労働雇用課長 まず、経営的に一番利用率が高いのは宿泊というふうに聞いております。非常に厳しいのはレストランということで数字的には出ております。

雑収入の件ですが、こちらのほうは、昨年落雷があつて機械設備に対する被害の保険金が2,000万ほどあつたというふうに聞いております。

○山口ゆたか委員長 よろしいですか。

○西岡勝成委員 はい。

次に、希望の里ホンダの件ですが、授産施設でこれだけ利益が出ているというのは大変ありがたいんですけども、ほかの給与内容ですたいね。

私はいつも、授産施設もやはりもうからないと、最終的には障害者の皆さん方の所得につながっていかないと、ただ奉仕でそれぞれ物をつくってても、なかなか障害者の皆さん方の給与、所得に貢献しないということで、ただ単に福祉的な考えだけじゃいかぬよということをいつも言っているんですね。マーケティングをちゃんとやりながら物をつくらないと、ただ単に物をつくって買ってもらうだけではなかなか続かないと言っているんですが、このホンダの障害者の給与水準というのはどういふものですか。

○松岡労働雇用課長 済みません。詳細な給与水準までちょっと把握しておりませんが、

基本、正規雇用というふうに伺っております。

○西岡勝成委員 せっかくならば——多分かなりいい、ほかの授産施設に比べると、常用雇用ですのでいいと思うんですけども、ほかの授産施設も参考になるようなやっぱり戦略をこれを参考にしながらしていかなくちゃいかぬと思うので、ぜひちょっと平均でいいですから、どのくらいの所得になるのかなど関心がありますので。後で結構です。

もう1ついいですか。

産業支援財団の件ですが、中小企業が、非常にやっぱり、今、急激な円安とか、消費税の導入とか、いろいろ——大企業は、それなりの景気回復感、好況感というのはあるんでしょうけれども、中小企業に行けば行くほど厳しくなる、地方に行けば行くほど厳しくなって、格差が本当に一時よりまた広がりよる実感ですよ、地方に住んでると。

そういう中で、やはり時代を先取りしたインキュベーションにしる産学官連携にしる、これをやっぱり積極的に進めていかないと、人材不足はあるわ、景況感はないわ、そういう中で、この産業支援センターの役割というのは、非常に私は大きいと思うんですね。

質問でもちょっと言わせてもらいましたけれども、ヨーロッパあたりは、非常に機械化が進んで、効率化が進んで、やっぱり原価を下げて物売っていく、世界と勝負していくというような時代に、この産業支援センターの役割というのは非常に大きいと思うんですけども、もうちょっと何か地場産業と近い位置にあつてほしいと思うんですね。その辺はどうなんですかね。

○古森産業支援課長 西岡委員のおっしゃる内容、それを、この産業支援財団でも、やはり目的として大事にしております。

先ほどの6番の6ページのところで申し上

げましたけれども、大きな事業内容としましては、やはり企業間のビジネスマッチングと、もう一つは、産学官が連携しました技術革新、この2つにやっぱり集中的に取り組んでおります。

ただ、これだけでは、確かに今の厳しい経済状況の中で中小企業の方々にとってはちょっと距離があるのではないかというお話なんですけど、実はちょっと説明を省略いたしましたけれども、この6番の資料の41ページのところになります。

③の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業ということで、従来から、相談支援、技術支援あたりは当然行っておりましたけれども、特に、今年度は、中小企業、小規模事業者、この方たちのいろんな悩み相談に対応するために、本年の6月から、よろず支援拠点ということで、これは、中小企業診断士の方とかそういう専門の方を配置しまして、より手厚く相談アドバイスに携わっております。この利用件数、6月のスタートのときから本県は非常に相談件数が多いものでして、全国でもトップクラスの相談件数ということで、非常にきめ細やかな相談に今応じております。

また、新たな事業展開をする上では、県外の大企業の方にいろんな技術提案もする必要があるので、次の42ページの(4)のビジネスマッチングの②ですが、企業連携体活動促進事業ということで、県内の中小の企業の方が連携しまして、キャラバン隊をつくりまして、県外の大企業さんに技術を提案して、そしてそれを採用していただくと、こういうような新たな取り組みに手をつけております。こういう形で地場産業のお力になりたいという形で産業支援財団は取り組んでおります。

○西岡勝成委員 本当、ありがたい取り組みだと思います。これは、商工会議所とか商工

会とかが窓口になっているんですか。

○古森産業支援課長 先ほどの41ページのよろず支援拠点につきましては、窓口は産業支援財団の中に置いておりますけれども、当然、商工会議所、連合会、その他もろもろの機関を巻き込んだ形で設置しております。

○西岡勝成委員 よろしくお願いしときます。

○古森産業支援課長 はい。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○重村栄委員 1つお聞きしたいんですけれども、起業化支援センターの件でございます。

起業化支援センターで、新規事業者あるいは新分野に進出する企業の株式あるいは社債等の引き受けをしていただいて、こういった事業というのは、非常に中小企業の方々ありがたい事業だというふうに思っていて、継続をぜひしていただきたいと思っておりますが、この投資先の選定審査会で審査をされて、十分内容については詰められた中で投資をされているんだと思うんですけれども、やっぱり結果的には事業的にだめだったというのがやっぱり出てきているみたいで、この資料によると、9件、7,400万ほどの減損処理をしたというのが出ていますが、最近、この金額がふえてきているのかどうなのか。

最近の動向はどうなのかというのを1つ知りたいのと、それから、もう1つ、こういう事業に応募されるというか希望される企業の数はどういう状況なのか。過去から現在にかけて、ふえてきているのか、余り変わらないのか、減ってきているのか、そういう状況はどうなのかというのがあります。

それから、もう1つ、その基準となってい

るものがちょっといろいろあるんでしょうけれども、26年度のやつでアーバンという鹿児島島の企業さんが選ばれてますけれども、この県内企業とかいう縛りがどうなっているのか。ここはコールセンターがあるから、あるいは物流センターがあるからということで選ばれているようなんですけれども、その本社じゃないとだめだとか、そういうのはないのかどうか。その辺をどういうふうに考えられているのか、そこの辺をまずちょっとお聞きしたいんですけれども。

○古森産業支援課長 まず、減損処理をした企業の動向ですけれども、済みません、経年的な変化の資料を手持ちにしておりませんが、この中身を見ますと、半分、5件につきましては、50%以上の価値の下落、そして5年以内の業績の回復が見込めないという形で、ある程度業績がよくない状況が継続していることによりまして減損処理という形になっております。ほかのは実質上の廃業とかそういうような形になっています。

2点目の申し込みの状況ですが、平成13年、このあたりをピークにしまして、年々上下はありますが、どちらかというところ近年は申し込み件数が減っております。

そして、3点目のアーバンですが、これは先生がおっしゃいましたとおり、県外企業でありまして、県内で起業化するということで、熊本市にコールセンター、こういうものを持っているということで、この要件には該当するというところで審査をいたしております。

以上です。

○重村栄委員 申し込みの企業さんの数が減ってきているというような状況なんですけど、これは、この事業そのものに魅力がないのか、企業にそういう意欲がないのか、どっちなんですか。

○古森産業支援課長 これは、やはり平成21年以降のリーマン・ショックとか、そういう影響もあるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、やはりこの起業化支援センターの魅力、融資の魅力を高める必要があるのではないかとということで、平成26年度からは、支援を手厚くということで、上限を1,000万から2,000万と、そういう形でできるだけ申し込みをふやしたいという取り組みをいたしております。

○重村栄委員 その辺のPRはどんなふうに行われているんですか。

○古森産業支援課長 済みません。細かなPRの方法等はちょっと具体的には聞いておりませんが、ここの職員がいろいろ企業さんの御相談——いきなり融資に行かなくてもいろんな個別相談に応じておりますので、その中でPRをしていっているかと思っております。当然、起業化支援センターは産業支援財団の中にありますので、そちらとも融資部という形で連携いたしております。

○重村栄委員 事業的に見込みがないということで減損処理をしたのがあるんですけれども、その審査の段階で、その審査をどの程度厳しくするのかというのが非常に難しいんですけれども、センターとしては、どの程度リスクを負ってやってもいいという感覚をお持ちなんですか。全くリスクは負いたくないという感覚を最初から持っているのか、もうある程度リスクはしょうがないよねと、そういう気持ちでどの程度もっているのかなど。

企業からすれば、リスクを負って事業をやるんですよ。当然リスクをしょいながら、100%成功することはあり得ないので、かなりのリスクを負いながらやるので、こういう支援は非常にありがたいと思うんですけれども。

ども、審査の段階でその辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかなというのがちょっと非常に気になる場所なんです。

○古森産業支援課長 済みません。そこは明確にはお答えはできませんが、こちらのほうのセンターの中には地元の銀行のほうからも出向していただきまして、金融面については、そちらのほうの審査も丁寧にしていただいております。ただ、これはあくまで起業化というベンチャー支援ですから、単なる銀行における融資とは異なりますので、全くリスクがないというふうには、ちょっとそういう形は厳しいかと思えます。

○重村栄委員 銀行の融資は、非常にリスク回避が高くて、もう120%安全じゃないと貸さないような感覚を持っていらっしゃるんですが、こういう事業は、やはり中小企業を助ける事業なので、やっぱりリスクは少々なことは覚悟した上でやっていただかないと、何のための事業かということになってくると思うので、結果として減損処理した数がふえてはいるんでしょうけれども、やっぱりそれはそれとしてのみ込んでやるというような腹づもりを持って中小企業を助けていただきたい。そうしないと、中小企業は成長していかないと思えますので。こういう公的な事業ですから、リスクは余り——考えないわけにはいかぬですけども、リスク回避だけは余り強要はしないように、それだけをお願いしておきたいと思えます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 関連しますけれども、くまもと産業支援財団の6番のやつ9ページのインキュベーション施設の起業化支援ですね。

今のと関連しますけれども、インキュベーション施設のこの入居率が夢挑戦プラザのほ

うが56%ということで、ちょっと私は、以前始まった段階のときは、かなりの入居待ちぐらいの状況だったんですけども、ちょっとこの数字見て、ああ、こんなものかなというふうにびっくりしてはいますけれども、21と県北と県南でそれぞれ多分入居率が違うんだろうと思いますけれども、その辺の内訳をちょっと教えていただければよろしいでしょうか。

○古森産業支援課長 8月1日現在の数字ですが、まず、テクノ・リサーチパークの中にあります夢挑戦プラザにつきましては、全17室のうち13室入居で空室が4室という状況です。こちらは、比較的利用、出入りとかもありますので、ある程度はちょっと空室を持つとかなないと、満杯にしとくと次の挑戦する企業さんが入れないという状況があります。

県北のほうは、実は全4室ありまして、これは今入居率ゼロです。県南のほうは、4室ありまして、これは2室入居しております。

この入居率を下げているのは、実は県北のほうの入居が今ゼロということで、こちらのほうの入居を高める方向で、今産業支援財団のほうでも一生懸命開拓を進めているところです。

以上です。

○鎌田聡委員 何か条件が県北だけ悪いか、そういうことじゃないんですよね。条件は一緒なんでしょう。

○古森産業支援課長 条件は変わらないんですが、場所的に県北が菊池の旧七城町のほうになりまして、立地的にちょっと使いづらい面があるのかなというふうに推測はしておりますが、ぜひ入居していただくように今努力している最中です。

○鎌田聡委員 これはつくってからの入居ってあったんですか。

○古森産業支援課長 過去の数字は今手元に持っておりませんが、過去には入居はあったと聞いております。

○鎌田聡委員 ぜひ、せっかく起業化支援ということで、先ほどの金目の話とも絡まりますけれども、せっかくの施設をつくってやっておりますので、ぜひここから巣立っていただきたいと思いますし、どうなんですか、やっぱりこれまでインキュベーション施設を利用して起業化された方で、実際事業に結びついている率というのはどのくらいなんですかね。結構いつてるんですか。

○古森産業支援課長 済みません。そこまでの数字はちょっと手持ちでは持ち合わせておりません。

○鎌田聡委員 わかりました。いろんな支援がもしかすると足りないかもしれないし、その入居率がやっぱり低いのは、もう少し何か条件を緩和すれば上がってくるかもしれないし、その辺もちょっといろいろなこともリサーチしながら、せっかくつくった施設ですから利用させていただいて、そこから多くの企業が育っていただけるような取り組みをぜひやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○城下広作委員 今の関連で、過去に質問した経緯があるものですから。

まず、そこを借りる期間が短い、それとブースが狭いということで、どうせ借りてもすぐ出らないかぬなら、もう最初から借りないというのが、一番最初にはちょっと日赤の近くのところではそういうのがありました。恐らくはそういうのも少しあるのかなと思って、期間とか、借りるためには何らかの見直しも必要かもしれないなど。

詳しくは、ちょっと最近は知らないからわからぬけれども、過去にはそういうことがあったから、そういうのも原因が一つあるのかなという感じがいたしました。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○橋口海平副委員長 ラグビーワールドカップ2019試合会場の誘致に関してなんですが、要望させていただきます。

10月に申請書の提出、そして3月に開催都市の決定というふうには聞いているんですが、関係者と話す、12月ぐらいに内定するのではないかというような話をよく聞きますので、あと12月まで2～3カ月しかありませんので、それまでにできることは精いっぱいやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 観光客の件ですけれども、ことしは、夏、天気が非常に悪くて、多分天草あたり激減をしているんじゃないかと想像しているんですけれども、政府も、外国人の観光客、1,000万人を超えて、2020年までに2,000万人を目標にするということなんですが、この前も質問で言いましたけれども、各地それぞれアイデアを出して、外国人も観光の仕方が随分変わってきましたよね。

例えば、東京とか京都とか奈良とかというところじゃなくて、地方のいいところをゆっくり個人で観光するようなタイプの観光旅行というのがふえてきているので、その辺の戦略を、やっぱりほかにないような熊本の戦略をつくっていかないと出おくれると思うんですね。

熊本県も、おかげさまで観光客の伸び率は非常にいいような数字も聞いておりますけれ

ども、ぜひほかの県でやってないような戦略をつくって、これに乗りおけるとやっぱりだめなので、せっかくくまモンも活躍していることですから、ぜひやってほしいと思います。

それにちょっと関連するんですが、天草が国立公園に編入をするときの応援歌があったんですね。これは、天草小唄は、編入時の応援歌で、横田良一さんという方、もう26歳かで亡くなった方なんですけれども、藤山一郎さんあたりと肩を並べるようなテノール歌手だったんです。その人が天草小唄を歌って、天草の国立公園の編入される時の応援歌として歌ったんですね。

今度、崎津のキリスト教教会群と関連遺産で牛深の人がまた応援歌を歌っているんです。「天草は幸せが光る島」と歌を今度つくったんですね。物すごくいい歌です。ぜひ、そういうのも、登録に向けてあと2年ありますけれども、みんなで盛り上げるための手段に使っていただければありがたいなと思いますので。

いろいろ言いましたが、委員長初め、全部CDを買っていただいて、いい歌なんですよ、非常に。みんなで盛り上げるため、そういうのも一つの手段になりますので、ぜひひとつお願いします。

観光の戦略について、ちょっと何かあれば。

○山口ゆたか委員長 西岡委員、その他で答弁させてもらってよろしいですか。

○西岡勝成委員 はい。その他でいいです。

○山口ゆたか委員長 ほかに議案に対する質疑はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について採決

したいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、継続審査となっております請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第34号について、執行部から状況の説明を願います。

○高口総括審議員 請第34号について説明いたします。

請願の趣旨は、近年の急激な原油高騰が牛深地域の水産加工業の経営に深刻な影響を与えており、1点目として、燃料価格高騰に対する補填等の支援措置を、2点目に、加工における燃費効率化のための産学官連携による調査研究を求めているものであります。

燃料価格の動向につきましては、ことしの4月に比較しますと、7月時点では若干上昇しております。

また、国を含めて、水産加工業に対する支援制度の変更はございません。

なお、牛深地域の水産加工業に対しましては、現在、産業技術センターの指導によりまして、バイオディーゼル燃料を配合した燃料製造の実証実験が行われており、この燃料を活用した取り組みが1社でスタートしたところでございます。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 この請願につきましては、今自民党の政調会のほうでもちょっと検討いただいているんですが、なかなか、この燃油対策については、1.5次産業で製造業である

んですが、水産業に近いような部分もあるので、なかなか対応策が難しいということで、請願をまた書きかえてしようかというような話をして、それで納得していただければ、こっちをおろして新たな視点で国のほうに意見書を出すというような形も今考えていただいておりますので、もうしばらく継続をお願いします。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、採決に入ります。

請第34号については、いかが取り計らいましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第34号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、請第34号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他の報告に入ります。

報告の申し出が環境生活部から1件、商工観光労働部から2件、企業局から2件っております。それぞれの担当課長から説明を受けた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告1について、資料の順に沿って説明をお願いします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

お手元の資料、報告事項、環境生活部の1ページをお願いします。

水俣病対策の状況について、前回8月7日の当委員会で御報告した後の状況について御説明いたします。

まず、1の水俣病対策の主な経緯についてですが、8月8日、水俣病認定基準通知の差し止め請求訴訟について、東京地裁が却下判決を言い渡しました。

この裁判は、環境省がことしの3月7日に出した公健法の解釈運用に係る通知文書について、その取り消し等を求めたものですが、今回の判決では、通知を出すこと自体は行政における内部行為であり、取り消しの対象とならないため、却下となりました。

なお、この件については、8月18日のところにありますように、原告は東京高裁に控訴しております。

次に、8月12日ですが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟について、東京地裁でも提訴がありました。

なお、参考のところですが、ノーモア訴訟については、熊本地裁における裁判について、資料には計545名となっておりますが、先日の新聞報道等によりますと、新たに第6陣として、9月25日に65名の追加提訴があつております。口頭にて御報告させていただきます。

また、昨日、これも新聞報道等によりますが、大阪地裁においても原告19名による提訴があつております。

なお、現在提訴されている水俣病関係訴訟については、次の3ページと4ページに一覧でお示しをしております。

現在、係争中の6件の裁判を掲げております。先ほど申し上げたノーモアの熊本での追加提訴と大阪での新たな提訴については、訴状が届いておらず、正確な情報を得ておりませんので、今回の一覧には掲載しておりませ

ん。

一覧表の内容につきましては、これまで4月の当委員会などの場においても御報告をいたしましたので、説明は割愛させていただきます。

1ページに戻っていただき、主な経緯の8月29日ですが、水俣病特措法に係る判定結果の公表を行いました。

次に、2の最近の国・県の動きについては、前回の委員会報告と変わりはありません。

次に、3の認定業務の状況について。

(1)認定申請の状況は、8月31日現在、723件となっております。

(2)以下については、変わりありません。

次の2ページ4の水俣病に関する裁判の状況については、先ほど主な経緯で御報告いたしましたので、説明は省略させていただきます。

水俣病審査課は以上です。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続きまして、5の特措法による救済の判定結果についてでございます。

(1)の経緯でございますが、平成16年10月15日の関西訴訟最高裁判決を受け、21年7月8日に特措法が成立し、22年5月1日から24年7月31日まで申請の受け付けをさせていただきました。

(2)の申請者数は、最終的には4万2,757人でございます。

(3)その判定結果でございますが、既に先生方にお知らせしております。下の表に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(4)の県の役割でございますが、引き続き相談窓口での対応やフォローアップ事業に取り組んでまいります。

水俣病保健課は以上でございます。よろし

くお願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告2について、エネルギー政策課から説明をお願いします。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

九州電力の再生可能エネルギー発電設備に係る接続申込みの回答保留について報告します。

1ページをごらんください。

1、現状等ですが、固定価格買取制度、FIT開始以降、再生可能エネルギーの普及が促進されており、九州は、太陽光発電を中心に、他地域と比べ急速に普及が拡大しました。

特に、ことし3月には、九州全体の太陽光発電だけで、その年度の1年分に近い約7万件もの接続契約申し込みが九州電力にあります。

四角囲みの中ですが、太陽光と風力発電の既接続分と、ことし7月末までの接続申し込みの量を合わせますと、約1,260万キロワットとなっており、電力を余り使わない春や秋の晴天時には、昼間の太陽光発電が作り出す電力が使う電力を上回ってしまう可能性も出てまいりました。

下の図は、電気の使用が少ない時期の昼間の需要を約800万キロワットと仮定して、晴天日と晴れのち雨の日で、太陽光発電が需要を上回ったり急激に下回ったりする状況を示しております。

その場合に、発生が予想される問題点としては、①発電電力が需要を大きく上回ると、場合によっては自動的に発電機が停止し、大規模停電になるおそれや、②急に天気が悪くなった場合には、不足する電力を補うために、太陽光以外の電源の発電電力を急増させる必要がございますが、出力上昇に時間を要

することから、必要な電気が供給されないことで大規模停電になるおそれがあるというものでございます。

2ページになりますが、そこで、2、九電の対応等でございます。

九電としては、九州外への送電や揚水式水力発電における揚水運転などで需要を上げたり、再生可能エネルギーの発電事業者による発電出力抑制などで供給を下げたりするなど、現状でできる最大限の需給バランスの改善策をとることによって、九州において再生可能エネルギーをどこまで受け入れることができるか、見きわめる検討が必要と判断し、検討の期間数カ月は、現在申し込みのあっている分と今後の新たな申し込み分への回答を今月9月25日以降は保留するという措置をとったものです。

ただし、余剰買い取りを行っている家庭用太陽光発電、また、低圧においては、九電から工事費負担金請求書が送付済みのもの、高圧・特別高圧においては、系統連系承諾通知書が送付済みのものについては、保留の対象外となっております。

3、県の総合エネルギー計画への影響等についてですが、今後、再生可能エネルギーの普及に影響を与えることは否定できませんが、今回の九電の措置は、電力の安定供給を前提に、ほかの電源とのバランスを考慮した上で、再生可能エネルギーを最大限に受け入れていくためと理解しておりますので、県の再生可能エネルギー推進の姿勢には変更ありません。

なお、県民発電所として認証している2件と、立地協定を締結しているメガソーラーで、現在まで未着工分の5件については、系統連系承諾通知書が送付されていることを確認しましたので、影響はないものと考えております。

また、4、県の対応等でございますが、九電に対しては、今回の措置に対して事業者に

対し丁寧な説明を行うとともに、できるだけ事業者に配慮した課題解決となるよう求めておりますし、県としては、今回の措置による影響を精査するとともに、国に対しては、地域の実情に応じた再生可能エネルギー推進への支援等を求めてまいります。

以上で報告を終わります。

○山口ゆたか委員長 次に、報告3について、企業立地課から説明を願います。

○寺野企業立地課長 企業立地課です。

八代港、熊本港ポートセールスビジョンについて御説明します。

資料は、別冊報告事項をごらんください。

八代港、熊本港の将来像、目標を定め、どのような取り組みを行っていくかを、それぞれのポートセールス協議会でビジョンにまとめましたので、御報告します。

このビジョンは、八代港、熊本港の関係者間で共有化するために、協議会メンバーである県、市、商工会議所、民間企業などと意見交換をし、取りまとめたものでございます。ビジョンの期間は5年です。

1ページをお願いします。

八代港ポートセールスビジョンの概要です。

左上の八代港における環境変化についてですが、釜山港が週3便になったり、港湾整備がなされたり、大型のクルーズ船の寄港などの状況変化を踏まえてビジョンをまとめております。

その右のビジョンの目的・将来像ですが、南九州の物流のゲートウェイ、くまもと県南フードバレー構想における農林水産品の海上輸送拠点など、八代港の目指す姿を5つ整理しております。

現状、課題は、前回の委員会で説明したので、省略させていただきます。

左下の5年後の目標でございますが、コン

テナ貨物取扱量について、来年の平成27年には1万8,000TEU、平成30年には2万8,000TEUを目標としております。

この目標と八代港の目指す姿に向けての取り組みですが、右枠の具体的な施策をごらんください。

荷主企業回りによる集荷のほか、中国や台湾への直行便、将来的には香港と東南アジアについても誘致に取り組んでまいります。そのほか、港湾機能の充実等を掲げております。

2ページをお願いします。

熊本港でございます。

熊本港の目指す姿は、熊本都市圏、県北地域の産業集積を背景とした物流の拠点港などの3点で整理しております。

左下の5年後の目標でございますが、平成27年には1万2,000TEU、平成30年には1万6,000TEUを目標に掲げております。

そのために、右枠の具体的な施策でございますが、荷主企業への働きかけはもとより、釜山直行便の週3便化等に向けて取り組んでまいります。

3ページをお願いいたします。

今申しあげました2つのビジョンを1枚にまとめたものでございます。

右の機能分担の欄をごらんください。

コンテナ貨物などの対象地域ですが、八代港は県南及び南九州の企業など、熊本港は熊本都市圏、県北の企業が主なターゲットでございます。

中段のクルーズ船でございますが、八代港は5万トンを超える大型船、熊本港は2.5万トン級までを対象として誘致してまいります。

また、2つの港があることで、便数、航路の相互補完や共同ポートセールスなど相互連携してまいります。

最後に、下段の県内2港活用のメリットでございます。

熊本都市圏、県北の企業には距離の近い熊本港を利用いただき、南九州の企業やリードタイムを重視する企業、また、特殊貨物のニーズのある企業は八代港を利用することで、2港の特性や立地ポテンシャルを生かした海上物流サービスを提供することができ、企業の選択肢が拡大してまいります。

また、どちらかの港で対応できない場合、もう一方の港で対応でき、企業の損失発生を回避することが可能になります。

今後、このビジョンのもと、行政、民間で認識を共有化しまして、さらなる両港の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告4及び5について、企業局から説明をお願いします。

○五嶋企業局次長 企業局でございます。

経済環境常任委員会報告事項の企業局と書かれた資料の1ページをお願いいたします。

まず、第4期基本計画の策定について御報告いたします。

初めに、第3期計画の進捗状況でございますが、左側をごらんください。

今年度が第3期計画の最終年度となりますが、現在のところおおむね計画に沿って推移しています。

事業ごとの状況でございますが、まず、電気事業につきましては、荒瀬ダム撤去への取り組みとして、平成24年度から本体撤去に着手しており、安全と環境に配慮して撤去工事を進めております。

また、収支の状況でございますが、発電量と電力収入への増加への取り組みの結果、荒瀬ダム撤去関連費用を除きまして、計画を上回る経常利益を確保しているところでございます。

なお、阿蘇車帰の風力発電におきましては、運転制限について解除を行いました結

果、発電量が増加するなど、平成25年度には、運転開始以来初めて単年度黒字を計上したところでございます。

次に、工業用水道事業ですけれども、安定供給のために、有明工水で設備更新、それから八代工水で導水管の耐震化工事など、計画的に整備を進めております。

一方、収支につきましては、経営改善に向けた取り組みを行っておりますが、有明工水で依然として多額の赤字を計上しているところでございます。

また、有料駐車場事業につきましては、安定経営の維持に向けた取り組みを行い、近年、利用台数が増加に転じ、それに伴い純利益も増加しているところでございます。

以上が第3期計画の進捗状況でございます。

このような状況の中で、中ほどの矢印のところに記載しておりますように、事業を取り巻く環境が変化してきております。

内部環境としましては、それぞれの事業におきまして、操業開始から長期間が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。また、外部環境としましては、電気事業では、国において電力システム改革が進められております。

また、工業用水道事業におきましては、引き続き需要が低迷しており、有料駐車場事業では、熊本市中心部での再開発が進められております。

このような第3期計画の進捗状況と各事業を取り巻く環境を踏まえた上で、第4期計画を策定することとしております。なお、計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間を考えております。

第4期計画の主な方向性でございますが、3事業共通の方向性として、黒丸で書いておりますように、安定経営に向けた事業体質の強化、老朽化した施設設備の更新、地域との連携の3点を掲げております。

また、それぞれの事業ごとの方向性としては、まずは、まず、電気事業でございますが、市房第一、第二、緑川第一、第二の4つの主力発電所につきまして、老朽化した発電設備のリニューアルを行い、完了後は固定価格買取制度いわゆるFITへ移行することにより、費用を回収できるというふうに考えております。また、平成29年度で完了予定の荒瀬ダム本体の撤去工事を着実に進めてまいります。

次に、工業用水道事業におきましては、引き続き未利用水の削減や工業水の有効活用に取り組んでまいります。また、有明工水や八代工水の設備更新等にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、有料駐車場事業につきましては、照明のLED化やエレベーターの更新など、サービス向上に向けた設備改修を行いますとともに、指定管理者制度の導入など民間ノウハウの活用に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

第4期計画につきましては、今後、この方向性に基づいて詳細を検討し、年度内に策定したいというふうに考えているところでございます。

続きまして、荒瀬ダム撤去に関する取り組み状況について御報告いたします。

2ページをお願いいたします。

まず、1の地元説明会でございます。

本年7月24日に、ダム本体撤去等に関する地元説明会を開催し、本年度の工事内容等について説明したところでございます。

次に、2のダム本体等撤去工事の進捗状況でございますが、初めに、①の現在までの施工状況でございます。

洪水吐きゲートの撤去につきましては、前回の委員会で報告しましたとおり3門を撤去し、これにより全てのゲートの撤去を完了したところでございます。

次に、門柱上部の撤去ですが、2基につき

まして、現在工事を施工中で、10月までに完了する見込みでございます。

続いて、②の今後の予定ですが、本体右岸みお筋部の撤去を非出水期であります11月から施工する予定でございます。

下の写真は、8月26日現在の状況です。ちょっとわかりにくいですが、足場をかけて、第1、第5門柱上部の撤去を行っております。

続いて、3ページをお願いいたします。

3の工事内容について御説明いたします。

まず、①の門柱上部の撤去ですが、出水期の施工となりますため、コンクリート殻が河川内に落下しないよう、発破ではなくコンクリート切断工法と静的破碎工法を組み合わせで撤去いたします。

具体的には、左上の写真のように、ワイヤーソーと言われる機械で切断した後、中ほどの写真のように油圧で小割りし、右側の写真のようにブロック状態にして撤去いたします。

次に、②の右岸みお筋部の撤去ですが、こちらは制御発破を行い撤去します。

現在は、左上の図のように、水位低下装置からのいわば人工的な流れになっておりますが、みお筋部の撤去が完了すれば、右下の図のように自然の流れになる見込みです。

みお筋部撤去につきましては、急流球磨川の水を遮り、川底まで掘り込む難工事となりますので、安全や環境に十分配慮しながら、全体工程計画のとおり平成29年度までにダム撤去を完了させるよう、引き続き工程管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○城下広作委員 ちょっと確認なんですけれ

ども、九州電力の電力の話の分なんですけれども、太陽光と風力発電のいわゆる既存の部分と、申し込みをする部分の26年7月までの約1,260万キロワットというのは、これは九州全部で使う量で足りるという、この量ということですかね。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

九電の発表では、これが九州全体での申込量ということでございます。

○城下広作委員 ということは、単純に太陽光の分、今接続申し込みを許可したとすれば、太陽光発電だけで全部電力は賄えるということになるわけですよ。そうすると、原発もいろいろありますけれども、電気は太陽光で賄えるという話に、それが悪いのかな、いいのかなという根本的な問題になってきて、ある意味では電力の性能とかああいうのがあるから、いろいろ使いにくいというのもちらっとわかってはいますけれども、その分火力なんかもぐっと燃料高騰で負担をかけてるとあるけれども、これは自然エネルギーをやろうというように政府も考えながら支援もしてきた流れ、自然エネルギーで全部賄えるというんだったら、この考え方と整合性とどう考えるのかなという部分。ましてや日本全体で——九州の特徴というのは、日照時間が長くて、ここが自然エネルギーを非常に有効に使えるということから考えれば、この点とエネルギー政策、県と言わず国のエネルギー政策を大きく何か考えなきゃいけないんじゃないかなという部分があるけれども、この辺の説明とか県の受けとめ方というのはどうなのか、ちょっと根本的に確認したいと思っております。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

今回の措置は、やはり太陽光発電が不安定な電源であるということで、昼間だけしか発電しない、それも発電することを見込んで調整しようとしてたら、例えば急に雲がかかったら発電量が落ちてしまう、常に何らかの違う安定的なベースロード的な電源で補わないといけない電源であるというのが現状です。

つまり、太陽光発電に蓄電池等をプラスして例えば電池等が蓄えられれば、それを一日を通して何か経常的に使うことは可能かもしれませんが、今は何かそこまで設備投資をしてある状況ではございませんので、となると、今回申し込みが急増したことに起因した措置というのは、やっぱり安定的な電力が十分に確保されたわけではない、それとは話が違う事柄だというふうに認識しております。

○城下広作委員 では、やっぱり太陽光の昼間電力が発生する、その分の使い方の部分と、安定的ではない夜の部分とか雨天のときとか、その分は、通常原発であるとか、火力であるとか、それをどのくらいのウエートでどうやるという、ちゃんとしたというか、納得いくようなというか、合理性のある話で持ってこないと、何かそのさじかげんでその数字がどうなるという話では、これはだめだなと。

だから、これはもう全体で本当に正しい、ある意味では説明が受けられて、そしてエネルギー政策の中に反映していかないと、九州の太陽で電力が補えるという分をむざむざと捨てるというような話にもなりかねぬから、これはしっかりした説明が要るのかなということですけども、ちなみに、何かあした説明会を九電の分をやるということですから。

心配するのは、ある意味では自然エネルギーをしっかり有効に使おうということで、ビジネスチャンスを捉えて、企業は結構参入をしてきて、申し込んでいる人がたくさんいると。そういう方たちは夢がすんと切れる可

能性もあるし、恐らく影響もあるだろうと。企業は、投資もするし、お金も集めている、そして人も雇っている。そういう、さあ今からやろうかというのがいきなりゼロになりかねない企業も出てくるという。

この辺の影響なんかも、よく電力の不安定とかそういうことだけではなくて、もっと幅広く検証しながら、県は県として、そのことに対していつの段階で知ったかわかりませんが、しっかりとやっぱりこちらのエネルギー政策と一致しているかしてないかと、その辺もよく精査しながら、これはやっぱり対応していかないといけないんじゃないかと。

影響は決して——何か新聞では余り影響はないとか楽観しているとか言うけれども、そんな次元かなと私は思うけれども、これは結構重たい問題じゃないかなと思うし、これはちょっと国なんかにももっといろいろとはっきり言って、エネルギー政策の全体的な考え方として考えていかきゃいかぬ問題じゃないかなと私は思っておりますけれども、どうでしょうかね。

○奥菌新産業振興局長 委員がおっしゃいますように、非常に重たい話だと思っております。それから、内容についてまだ、九電のほうから詳しい情報等を聞かせていただいて、県なりの分析もしたいと思っております。

委員がおっしゃるように、1ページの表と2ページの表がちょっと違いますですね。1ページの表は、最初委員がおっしゃったような考え方になりますし、現実的には、2ページのところでかなりのベースロードがあって、その上に自然エネルギーが乗っかっているというのが形だと思っておりますけれども、そこら辺も、今後九電さんあたりと詳しい内情までちょっと聞いて分析をしていきたいと思っておりますし、おっしゃいますように、事業者の方、これまでの条件でそういう事業展

開を考慮してらっしゃいますので、そこら辺の影響についても県なりに考えさせていただいて、しっかりと進行管理していきたいと思っております。

○城下広作委員 1つだけ確認ですけれども、どこかあそこは、南関じゃない、和水だったかな、あそこの最終処分場、あの上の屋根にする部分のとは、あそこは影響ないんですかね。

○村井エネルギー政策課長 系統連系接続の承諾書が来ておりますので、影響はございません。

○城下広作委員 はい、了解でございます。

○重村栄委員 ちょっと所管が違うんですけども、林務課が所管している木質系バイオマス発電、これもFITにかかわることなんですけど、ちょっとたまたま私の地元で計画がありまして、投資総額が27億ぐらいの投資をされる規模の計画なんですけど、もう既に土地を購入されています。

それと、バイオマス発電ですが、太陽光と違って設備をつくる時間がかかるので、ボイラーとかタービンとかのやつを、もう予約発注というか、そういう形でされていまして、手付のお金を払っている状況もあってます。これがひょっとしてとまったり、あるいは、今出てきている問題は接続料が大幅に上がるという状況が起きてきてます。

こういうことになりますと、採算性が全く狂ってくるし、ひょっとしたら本体の企業の存続にまで影響するという状況まで今起きつつありますので、ちょっと九電のやり方はすごく乱暴過ぎるんじゃないかなと。24日に正式発表して、24日の日付で回答保留という通知が会社に届いているんですよ。ちょっとこれ問題じゃないかなと。

こういう状況というのは、もう前もって事前に予定してて、その日に発表して、発送している書類は24日の日付だと。ちょっとこれは乱暴過ぎはせぬかなと、そんな感じがするんですけども、ちょっと一回事実を確かめていただいて、きちんとやっぱり抗議すべきものは抗議をしていただかないと、事業者の方は大迷惑をしているという、そういう状況がありますので。

もう答弁は要りません。こういう状況が起きているということだけは、しっかり県も把握していただいて、九電にはやっぱり物言わないといけないと思います。余りにも乱暴過ぎるとい気がありますので、よろしく願いします。

○山口ゆたか委員長 おあずかりします。

○鎌田聡委員 先ほど不安定な電源でというお話もありましたけれども、この説明資料を見ますと、発電電力が需要を上回ると発電機がとまるというようなおそれがあるということを書いてありますので、要は、発電量がこれ以上になってしまうと、もうだめというような判断に、この理由からいくと立たざるを得ませんので、要は、今申し込みが来ている分は全部だめじゃないのかなというふうに思いますけれども、こういう理由もあるんですか。やっぱり電力量が上がってしまうと停電になるという考え方があるんですかね。

○村井エネルギー政策課長 電力量の需要を供給が大きく上回ってしましますと、周波数が高くなってしましまして、例えばモーター等であれば、回転が物すごく速くなったりして安全装置が働いてとまってしまったりとか、そういうことがあるやに聞いております。

○鎌田聡委員 私は素人だからわかりませんが、電力の方はこの辺はわかっ

と思うんですよね。これが最初からこういう話は私はちょっと聞いてなかったんですけども、不安定な部分は、確かに不安定なところはあるだろうとは思ってましたが、こういう理由からいくなら、これ以上の、原発再稼働も含めて、もう必要なくなるんじゃないかというような考え方も出てまいりますので、やはり今お話がございましたように、九電にはやっぱり事前の説明が不足しとったし、今の説明も不足していると思いますので、そういう意味合いで、やっぱりきちんと申し入れをやっていただいて、説明をしていただくようにして、今後の見通しというか、なかなか見通しは立たないような状況じゃないかなというふうに、本当に深刻な問題だと思しますので、そういったことでの申し入れをしっかりとやっていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○西岡勝成委員 もう私も全く同意見なんですけれども、こういうのは電力会社は朝飯前にわかるとる話ですよね。こんなに不安定な——太陽光のソーラーの電力というのは不安定であるし、夜は動かぬわけですから、そういうのはわかっって、事前にまず説明をしてから募集せぬと、それが全くなってないですよね。突然に余りにも唐突にの話です。

やっぱり投資家の人たちは、先ほどから出てますように、それは準備もし、資金のことも考えて投資をしていくわけですから、すぐあしたできるというわけではないし、農地のことについても、山林のことにしても、いろいろな準備をされながら、調査をしながらやってきた方々ですので、非常に私はこれはショックだと思います。影響も大きいと思いますけれども、まず最初に九電が説明責任がなっていないですよ、まず。

それと、この委員会で、宮古島だったかな、委員会で行って、風力と太陽光と化学燃料をした発電所を組み合わせ、ミックスで

調整しながらやっているところに行ったんですけども、やっぱりああいうことを考えていけば石炭だけに頼ることもないし、風力と太陽光とそういうものをお互いにミックスして、動かぬときには片一方が動くようにちゃんとなっているんですよね。そういうこともやっぱり考えながら、日本のエネルギー政策というのを考えないかぬのじゃないかなと思いますね。

○佐藤雅司委員 関連で、私も一言言わせてください。

まずは、各県の対応というのは、何かもう連絡をされてますかね。

○村井エネルギー政策課長 まだお互い九電からそれぞれの県が聞いただけでございまして、今からお互いの対応を情報交換し合うことになると思います。

○佐藤雅司委員 全く企業の論理だけの話ですよね。これは、まさに国会、国でこういう報告は示されて、法律だろうと思えますけれども、まずはそういうところにこういうことだという話をしていかなきゃならぬわけですが、その辺の国への——九電だから各県にと話だけなんですかね。国へはどがんですか。国の情勢はどうですか。

○村井エネルギー政策課長 九電は、国と相談しながら、この公表をしたりすることは考えたようございましてけれども、各地域それぞれ、九州管内あるいは関東とか状況が違いますので、やっぱり後は地域の実情に応じた国の支援策というのを求めていく必要があると思っています。

○佐藤雅司委員 マスコミ情報から、こういうふうな、ある意味これから大きな問題、混乱しようかというところになってきていると

私は思っているんですが、余りにも唐突であり、いわゆる企業の論理だけで行く横暴なやり方ですね。

ですから、こういうときこそ、やっぱり行政、国や各県が連携をしながら、そうした物の順序からしっかりと考えていかないと、これはおかしかですよ。こういう話をずっとしていくならば、本当にやっぱりさっきの原発の話や、それから、いわゆる発送電の話までしなきゃならないように、一気に持っていかぬように、私はなるのではないかなというふうに思っております。

したがって、県としては、県がやっている直接の事業については影響はないということなんですけれども、やっぱりさっきから話が出ておりますように、各事業者とか、それを目指していこうというふうになっている人たちにとっては、まさに冷水を浴びせかけられたというふうに思っておりますので、断固やっぱり九電に対しては毅然たる態度で臨んでもらいたいというふうに思っております。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

今、この九電の再生可能エネルギーの発電設備にかかわる接続申し込みの回答保留については、さまざまな意見がありましたので、執行部としても、県の立場として、今の委員の発言も含めて、御懸念、御心配払拭していただけるように善処していただきたいというふうに思います。

ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 水俣病のことに关してですが、私もずっと特措法にタッチした経緯から、行政がタッチしてやる最後だという気持ちで特措法にかかわってきたんですけれども、終わってみて、またこうやって提訴されるような事態が次から次に起こっていることについて、本当に締め切りまでいろいろ広報

もしてやってきたのに、またかというような感じがせざるを得ぬのですけれども、その辺は部長どうですかね。

まあなかなか難しいとは思いますが、もう我々はこれで一生懸命やって、あとはもうどうしても納得いかぬ人は裁判でもしようがないというような気持ちで特措法をつくりましたよね、最初は。そういう気持ちで2回目のあれをしたんですけれども、またぞろこういう形になったのは非常に我々としても残念に思うんですけれども、これはまた行政がかかわっていくのか、非常に難しい問題と思うんですけれども、次から次にいつになったら終わるのかなという感じもせぬでもないんですが……。

○谷崎環境生活部長 西岡委員のほうから御心配いただいておりますけれども、確かに、この特措法の成立のときには、一応これがもう最後の政治決裁だということで臨んでいただきましたし、また、我々としても、2年数カ月わたるこの申請期間中に、知事もいろんな意味でPRをいたしまして、大臣とともに広報に努めたわけでございますが、それに非該当になった方々が今回も裁判のほうで提訴をするという動きも中にはあっておりますし、また、全くそういう制度を知らなかったという方々が裁判のほうに臨んでおられるということも聞いております。

それぞれに裁判提訴の思いというのは、お一人お一人の思いとして受けとめなければいけないと思っておりますが、我々としては、その特措法が一応締め切りをし、また、この前、その判定結果を公表した状況でございますので、改めてのその政治決裁というのはもう望むべくもない状況の中で、今認定申請のほうも相当数に上ってきていますし、裁判での提訴も今御報告いたしましたように広がってきておりますので、私どもとしては、今後、この方々に対する救済という中での対

応、真摯に対応していかざるを得ないなというところで、今、正直なところ、しっかりと、裁判にも、それから公健法の認定申請についても、対応していきたいなと思っています。

とりわけ、公健法の認定申請につきましては、臨水審のほうでの審査を一度お願いいたしまして、また今後審査会が開かれると思えますけれども、この行方を見守った中で、県の審査会としても、できるだけ早期に開催できるような我々としての準備も整えていきたいなと思っています。現在のところの心情はそういうことでございます。

○西岡勝成委員 審査会のほうも進めていただきたいと思えますし、見守るよりほかないのかなという感じがしないでもないんですけども……。

○鎌田聡委員 今審査会の話がありまして、審査会再開の前提の条件として、この臨水審の審査というのがあると思えますが、まだ7月以降の臨水審ができてないんですよ。34件は、国への希望はされてますので、やっぱり国に対して、早期に臨水審を開催して審査を進めてくれということをぜひ言っていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○谷崎環境生活部長 臨水審の開催につきましては、今後国のほうで図られるものと思っておりますが、今鎌田委員からお話がありましたように、30数名の方々が申請をされておりますので、そういう意味では、その方々の思いというのを受けとめていただいて、早期の開催を望んでいきたいと思えます。

○鎌田聡委員 臨水審での審査の状況というのをやっぱり見ていかれるということでありますから、ぜひ早期のやっぱり審査というの

はお願いしていただきたいということとあわせて、これは質問でも申し上げましたけれども、特措法の結果が出て、地域的な広がりとか、年齢とか、そういったデータの公表については国と他県と協議されるということでありましたけれども、その協議の状況が現在どういう状況なのかを教えてくださいたいと思えます。

○田中水俣病保健課長 特措法の判定結果につきまして、地域別ですとか、年代別ですとか、本会議のほうでも御質問いただきましたし、マスコミの方々、それから関係者の方々から御要望をいただいているところであります。

特に、マスコミ各社のほうからいろいろ御要望をいただいておりますが、同じ内容につきまして、鹿児島県さんのほうにも御要望がっております。それらにつきまして、具体的に集計をする集計が可能であるか、あるいは、それを集計して公表した場合に、守るべき個人情報保護されるかどうかなどにつきまして協議を行っているところでございます。

まだ鹿児島県、国とも協議を——お知恵をおかりしているところでございますが、結論が出ている状況ではございません。

以上でございます。

○鎌田聡委員 結構大変な作業にもなると思えますけれども、そういった意味でやっぱり協議のほうもちょっと進めていただいて、ぜひ被害の広がりというのもやっぱりきちんと示していただいた上で、今後どうしていくのかということは非常に難しい問題でありますけれども、被害者救済に向けて、でき得限りの取り組みをやっぱり県としても国としてもやっていくべきだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 それでは、最後にその他に入ります。

先ほど西岡先生からありました観光戦略の件等残っておりますけれども……。

○西岡勝成委員 外国人に対する観光戦略は、どういうものを行っているのかということ……。

○中川観光課長 観光課でございます。

外国人観光客につきましては、私ども大変最近の熊本県の宿泊者数の伸び等も注目しておりまして、力を入れていこうと思っているところでございます。

特に、国、地域に応じて、そのエリアの中の観光の成熟度合いといいますか、それによりまして、団体旅行から個人旅行へとシフトしているような国、地域等もございまして、私どもとしましては、それぞれの国ごとに応じたどういうPRの仕方が効果的かなどを勘案しながら、取り組みを進めているところでございます。

特に、天草エリアにつきましては、最近トピックとしましては、個人旅行の旺盛な香港のほうから直接イルカウォッチング予約等が入っているやに聞いておりますので、そういう直接個人に届くようなPRの仕方というのもこれから工夫していきたいと思っております。

世界ジオパークあるいは世界遺産の認定申請に向けた動きと他の地域と差別化が図れるような材料も持っておりますので、そういうのを有効に生かしながら取り組みを進めたいと思っております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 ネットで配信するというのは、非常にそういうのを見ながら外国人の方

もいろいろな情報を得られているということでございますので、そういうのにもひとつ力を入れてやってください。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 県民百貨店の閉店のことについて、1つだけちょっと心配な部分を言わせていただきたいと思います。

正社員、従業員の方は、比較的県の支援なんかもあったり、次の就職先もしっかりと、ある意味では話を聞き、あっせんも頑張っているとは聞いております。

ところが、一方で、パートの方たちは、もうそれこそこの段階でお役御免というようなことで、自分たちには本当何も支援はありませんと、正社員の方はいいよなというようなことを直接パートの方から聞いてきたものですから、そういうような影響もあるということもよく御理解をさせていただいて、幅広く一一閉店に伴って職を失う方、正社員だけではございません。パートが大事な生活の収入の糧となっている人たちも、一緒になってある意味では状況が変わるということ、労働の部分、ある面では支援でもよく視野に入れていただきたいなということを感じましたので、要望しておきたいと思っております。

○高口総括審議員 県民百貨店の再就職の支援ですけれども、県民百貨店本体につきましては、私どものほうには、松本社長からは一パートの社員も含めて、百貨店の場合には、就職支援会社を介して再就職をサポートされる体制をとっております。百貨店本体に関しては、パートも含めて全て就職支援会社がサポートして行って、最後の1人まで再就職できるようにしっかりとサポートしてまいりますというふうなことを社長からお伺いしております。

あと、テナントの方々が約600名いらっしゃ

やいます。これについては、もちろんハローワーク、それから水道町にございますしごと相談支援センター、ここらあたりでもいろいろな要望を受けながらサポートをしてみますが、加えまして、今年度から実施しております雇用戦略プロジェクトの中で、そういう就職支援会社に近いような相談ですとか、あるいはいろんな就職に向けたサポートができるような仕組みを持っておりますので、これも活用しながら、私どもとしても、しっかりとできる限り支援をしていきたいというふうなことで、これから取り組んでいきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、要望書が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、11月7日金曜日午前10時からを予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第5回経済環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会